

児童手当法の一部を改正する法律

(平成一六年六月一八日法律第一 八号)

一、提案理由(平成一六年六月四日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました三法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭を経済的に支援することが喫緊の課題となっております。

このため、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を延長することにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の概要について御説明申し上げます。

三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を、小学校第三学年修了前まで延長することとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十六年四月一日としております。

……………(略)……………

以上、三法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一六年六月八日)

衛藤晟一君 ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を、小学校第三学年修了前まで延長するものであります。

本案は、三月三十一日本委員会に付託され、六月四日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、自由民主党及び公明党より施行期日についての修正案が提出され、質疑を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由(平成一六年六月四日)

鴨下委員 ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において平成十六年四月一日となっている施行期日を公布の日に改めるとともに、改正後の児童手当法を平成十六年四月一日から適用することでありま
す。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一六年六月一四日）

国井正幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会におけ
る審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、急速な少子化の進展等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進す
るため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就
学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第三学年修了前まで延長しようとするも
のであります。

なお、衆議院において、施行期日を平成十六年四月一日から公布の日に改めるととも
に、改正後の児童手当法を平成十六年四月一日から適用するため所要の規定の整備を行
う旨の修正が行われております。

委員会におきましては、少子化対策における児童手当の位置付け、支給対象年齢の引
上げの根拠等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いま
す。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して森理事より反
対、自由民主党及び公明党を代表して遠山理事より賛成する旨の意見がそれぞれ述べら
れました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。

以上、御報告申し上げます。